

(趣旨)

第1条 学位規則(平成3年文部省令第27号)第13条の規定に基づき、北海道医療大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与するものとする。

(学位論文の提出)

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願(別紙様式第4)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書(別紙様式第5)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

4 論文審査料については、別に定める。

5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員(主査1名、副査2名以上)を選出して、審査委員会を設ける。

2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 他の研究科の教員等

(2) 他の大学院又は研究所等の教員等

(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(学士の学位の授与)

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式1)を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議

を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

- 2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成4年3月13日から施行する。
- 2 東日本学園大学大学院学位規程(昭和59年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条「生命薬科学」の専攻分野名称については、薬学研究科生命薬科学専攻の平成22年度入学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

※別紙様式等 省略

# 大学院看護福祉学研究科学位規程施行細則

＜平成9年2月24日制定＞

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

## 第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（看護学または臨床福祉学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（様式1） | 1通  |
| (2) 学位論文（様式4）    | 4部  |
| (3) 論文要旨（様式5）    | 25部 |
| (4) その他必要な参考資料   | 4部  |
| (5) 履歴書（様式7）     | 1通  |

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。

6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

## 第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（看護学または臨床福祉学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 学位論文審査願（様式1）      | 1通      |
| (2) 学位論文（様式4）         | 4部以上    |
| (3) 学位論文要旨（様式5）       | 25部     |
| (4) 論文目録（様式6）         | 4部以上    |
| (5) 学位論文の基礎となる副論文     | 4部以上    |
| (6) 同上副論文の共著者承諾書（様式8） | 1通      |
| (7) 履歴書（様式7）          | 1通      |
| (8) 論文審査料             | 50,000円 |

2 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明が有る論文とする。これらの副論文は、筆頭者として1編以上あることが必要である。

3 共著である前項の副論文には、申請者以外の共著者の承諾書を添付しなければならない。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設置する。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士後期課程に4年以上在学した者
- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

- 3 免除の期間は、在学年数に算入する。

### 第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（看護学または臨床福祉学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学看護福祉学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学またはこれと同等と認める研究機関等において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 大学の修士課程を修了後の研究歴4年以上の者
- (2) 大学を卒業後の研究歴7年以上の者
- (3) 前号に該当しない者で研究歴10年以上の者

- 2 前項の大学と同等と認める研究機関等は、次のとおりとする。

- (1) 申請しようとする学位に関連する国公立の研究所等の研究機関
- (2) 財団法人又は社団法人組織による申請しようとする学位に関連する研究所等の研究機関
- (3) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、国公立等の病院・施設・相談所
- (4) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、国・地方公共団体の機関
- (5) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、法人
- (6) その他、研究委員会が適当と認めた機関

- 3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は9月（3月）とする。

- (1) 学位論文予備審査願（様式2） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部以上
- (3) 学位論文要旨（様式5） 25部
- (4) 論文目録（様式6） 4部以上
- (5) 学位論文の基礎となる副論文 4部以上
- (6) 同上副論文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 参考論文 4部以上
- (8) 履歴書（様式7） 1通
- (9) 戸籍抄本 1通
- (10) 最終学校卒業証明書 1通
- (11) 研究歴証明書（様式9） 1通
- (12) 推薦書（様式10） 1通
- (13) 予備審査料 50,000円

(本学専任職員は免除)

2 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある論文とする。これらの副論文は、原則として筆頭者として3編以上あることが必要である。

3 共著である前項の論文には、申請者以外の共著者の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。

3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告するものとする。

4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。

5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。

第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書(様式3) 1通

(2) 学位論文(様式4) 4部以上

(3) 論文審査料

本学専任職員 100,000円

本学学部卒業者・本学修士課程修了者

及び本学修士・博士課程退学者 100,000円

上記以外の者 300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問

4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。

5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。

7 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。

#### 第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第14条 この規則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院看護福祉学研究所博士後期課程に在学する者にも適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日以前に本研究科に入学し引き続き在学する者にも適用する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

様式1（第2条・第4条関係）学位論文審査願・・・学位規程別紙様式4参照

学 位 論 文 審 査 願		年 月 日
北海道医療大学	殿	入 学 年 研究分野
		氏 名 印
<p>このたび、（ ）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書（及び論文審査料 円）を添えて提出しますので、審査くださるようお願いいたします。</p>		
記		
学位論文の題目		

様式2 (第8条関係) 学位論文予備審査願 (A4版)

年 月 日
学位論文予備審査願
北海道医療大学長 殿
氏名 印
このたび、北海道医療大学大学院看護福祉学研究科学位規程施行細則第8条により、 学位論文の予備審査を受けたく所定の書類に予備審査料を添えて提出しますので審査 くださるようお願いいたします。

様式3 (第11条関係) 学位申請書・・・学位規程別紙様式5参照

学 位 申 請 書	年 月 日
北海道医療大学 殿	入 学 年 研究分野
氏 名	印
このたび、博士( )の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、 履歴書(及び論文審査料 円)を添えて申請いたします。	
記	
学位論文の題目	

様式4 (第2条・第4条・第8条・第11条関係) 学位論文

A4版(横書き)に記し、A4版のファイルに綴じる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、  
研究科名、氏名を記すこと。論文は手書き、ワープロいずれでも可。

様式5 (第2条・第4条・第8条関係) 論文要旨

A4版(横書き)に記すこと。(1600字以内)



様式6 (第4条・第8条関係) 論文目録・・・学位規程別紙様式6参照

論 文 目 録
氏 名
印
修士(博士)論文
1 題 目
2 公表の方法、時期
3 冊 数
参考論文

様式7 (第2条・第4条・第8条関係) 履歴書・・・学位規程別紙様式7参照

履 歴 書	
氏 名	(性別 男 女) 年 月 日生
本籍	
現住所	
学歴	
職歴	
研究歴	
賞罰	
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印	

様式8 (第4条・第8条関係) 共著者承諾書 (A4版)

		年	月	日
承 諾 書				
北海道医療大学長 殿				
			共著者氏名 (複数名でも可)	印
学位申請者 使用することを承諾します。	が下記論文 (複数名でも可) を学位論文の一部として			
記				
著者名 (全員)				
論文題名				
雑誌名 (年、号、ページ)				

様式9 (第8条関係) 共著者承諾書 (A4版)

		年	月	日
証 明 書				
北海道医療大学長 殿				
			研究機関名 所属長名	印
下記の者は 明する。	において、次のとおり研究に従事したことを証			
記				
氏 名				
研究題目				
期 間				

様式 10 (第 8 条関係) 推薦書 (A 4 版)

年 月 日
推 薦 書
北海道医療大学長 殿
北海道医療大学教員
印
下記の者は看護福祉学についての研究に従事し、その成果を得ましたので北海道医療大学学位規程第 5 条第 2 項の定めるところにより、学位を申請するに値するものと存じますので審査くださいますよう推薦いたします。
記
学位申請者氏名 学位論文の題目

様式 11 報告書 A (A 4 版)

年 月 日
学位論文審査並びに最終試験結果報告書
大学院看護福祉学研究科長 殿
主査 印
副査 印
副査 印
このたび にかかわる学位論文並びに最終試験を行い下記の結果を得たので報告する。
記
1 学位論文題目
2 論文要旨 別添
3 学位論文審査の要旨
4 最終試験の要旨
以上の結果 は 修士 (看護学) の学位を授与する資格の ある 修士 (臨床福祉学) の ない ものと判定する。

様式 12 (第 10 条関係) 報告書 B (A 4 版)

		年	月	日
学位論文予備審査結果報告書				
大学院看護福祉学研究科長		殿		
			主査	印
			副査	印
			副査	印
このたび		にかかわる学位論文予備審査を行い下記の結果を得たので報告する。		
記				
1	学位論文題目			
2	論文要旨 別添			
3	予備審査の要旨			
以上の結果		の学位の申請を受理	する しない	ものと判定する。

様式 13 (第 10 条関係) 報告書 C (A 4 版)

		年	月	日
学位論文予備審査結果報告書				
北海道医療大学長		殿		
			看護福祉学研究科長	印
このたび		にかかわる学位論文予備審査を行い下記の結果を得たので、報告する。		
記				
1	学位論文題目			
2	論文要旨 別添			
3	予備審査の要旨	別紙 (審査委員会より付託された結果報告書 (様式 12) に代わる。)		
以上の結果		の学位の申請を受理	する しない	ものと判定する。

様式 14 (第 12 条関係) 報告書 D

年 月 日
学位論文、最終試験並びに学力の確認結果報告書
看護福祉学研究科長 殿
主査 印 副査 印 副査 印
このたび にかかわる学位論文、最終試験並びに学力の確認を行い下記の結果を得たので、報告する。
記
1 学位論文題目 2 論文要旨 別添 3 学位論文審査の要旨 4 最終試験（学力の確認）の要旨
以上の結果 は博士（看護学・臨床福祉学）の学位を授与する資格のある ない ものと判断する。

様式 15 (第 3 条・第 5 条・第 12 条関係) 報告書 E (A 4 版)

年 月 日
学 位 認 定 報 告 書
北海道医療大学長 殿
看護福祉学研究科長 印
看護福祉学研究科委員会において下記の者に 修士（看護学・臨床福祉学）の学位 博士（看護学・臨床福祉学）
を授与することが 適 当 と議決したので報告する。 不 適 当
記
1 氏名、生年月日 2 本籍、現住所

- |   |                |    |                                |
|---|----------------|----|--------------------------------|
| 3 | 指導教員（推薦教員）     |    |                                |
| 4 | 修得学科目・単位       | 別添 |                                |
| 5 | 論文要旨           | 別添 |                                |
| 6 | 学位論文審査の要旨      | 別添 | （審査委員会より提出された結果報告書（様式 11）に代わる） |
| 7 | 最終試験（学力の確認）の要旨 | 別添 | （審査委員会より提出された結果報告書（様式 14）に代わる） |
| 8 | 審査委員会委員氏名      |    |                                |
| 9 | 看護福祉学研究科委員会の議決 |    |                                |